

令和2年
第7回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和2年7月31日（金）午後1時40分～

2. 場 所 南九州市頴娃文化会館（大会議室）

3. 出席委員（19人）

会長	1番	松村 孝徳				
会長職務代理	2番	永山 明美				
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番	松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番	松蔭 勝郎
	9番	桝山 俊孝	10番	東垂水 勝秀	11番	今市 範男
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	14番	月野 貴大
	15番	池田 慎	16番	下之門 信洋	17番	東垂水美智子
	18番	雪丸 泰親	19番	大隣 初美		

4. 欠席委員（0人）

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第46号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第6 議案第47号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第48号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第49号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第9 議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第10 議案第51号 非農地証明願いについて
- 日程第11 南九州市景観計画策定協議会委員の選出について
- 日程第12 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 藏元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 西野 政則, 内門 照人, 森山 幸弘, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 1 時 40 分

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。

ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 7 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 65 ページをご覧いただきたいと思います。 (諸般の報告を行う。)

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 (諸般報告を行う。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、2番 永山委員、5番 松永委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日7月31日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約案件について説明いたします。

5ヶ～から7ヶ～になります。

農地法第18条第6項の規定による通知事案ですが、8件の合意解約がなされました。

賃貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 相続人代表 〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの6件、借人主導によるもの2件となっております。地目の内訳は、畠24筆 32,135m²で、全て穎娃地域です。

続きまして8ヶ～から13ヶ～になります。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が40件ございました。

賃貸人は、大阪府〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの13件、借人主導によるもの27件となっております。地目の内訳は、田1筆 440m²、畠65筆 123,028m²の合計66筆 123,468m²で、穎娃地域16件、知覧地域21件、川辺地域3件です。

説明を終わります。御審議方よろしくお願ひします。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は15 ヶ月から18 ヶ月で、今回は、新規認定2件、再認定6件であります。一覧表は16 ヶ月、新規認定個別表は、17 ヶ月からになります。

まず、整理番号1、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで青果用甘しょ150a、人参120a、オクラの経営を行ってきましたが、今後は経営規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、経営技術等を習得する研修会への参加や土壌診断を実施し、併せて制度資金を活用し農業機械等の更新を行う考えです。

次に、整理番号2、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。昨年1月に法人化し、茶1,620a、澱粉用甘しょ100aの経営を行ってきましたが、今後は農地を借り受け、規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農地の連担化やデータ管理を徹底し、併せて制度資金を活用し、農業機械等の更新を行う考えです。

なお、再認定6件の個別表は、資料の18 ヶ月になりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第46号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。資料は20 ヶ月からになります。

今回は、穎娃町〇〇〇〇番地〇の〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

さんの案件です。

法人の事業内容としましては、農産物の生産、茶工場の運営で、会社設立は令和2年3月18日です。構成員は3人となっています。資本金の額は300万円で、経営面積は168,178m²となっています。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、株式会社です。

「構成員要件」については出資者2人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。

「事業要件」については、農産物の生産・茶工場の運営が主な事業となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。

以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議長　　只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第46号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。

よって議案第46号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長　　次に、日程第6 議案第47号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長　農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請について説明いたします。

25筆から27筆になります。

今回の申請は所有権移転13件でございます。譲渡人は、岡山県〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穂村町〇〇の〇〇〇〇〇さん 他の申請です。

地目の内訳は、田3筆 2,204m²、畠23筆 27,242m²、山林2筆 4,306

m²の合計 28 筆 33,752 m²で、理由につきましては、規模拡大 5 件、受贈 5 件、相手方の要望 1 件、交換 1 件、社会福祉自立支援事業の農業体験学習のため 1 件であります。

取引価格につきましては、10aあたり300,000円から1,000,000円で、地域別では、頬杖地域4件、知覧地域7件、川辺地域2件でございます。

なお、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、28~34歳の調査書のとおりであります。すべての案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

説明を終わります。

議長　只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

樺山委員 審議番号 8 番 謙受人の理由が交換となっていますが、31 ページの調査書では受贈となっています。どちらが正しいのでしょうか。

農地係長 調査書が正しいので、受贈に訂正をお願いします。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第47号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員会 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第48号 農地法第4条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から御報告をお願いします。下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号1番です。36ページから39ページになります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番、畝 556 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に実家住まいであり、実家が手狭であることから、申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は道路に、東側と西側は水路に、南側は畝に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、関係行政庁の許認可等は、必要ありません。

立地基準につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

なお、一般住宅で申請面積が 500 m²を超えていましたが、隣接する北側市道の幅員が 2 m しかなく車の離合が出来ないことから、道路境界から 1 m 控えないと建築確認許可がおりないため有効面積が 527 m²となり、そこから緩衝地 2 m を確保することから必要な面積である旨の理由書が添付されています。

説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 48 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第48号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第49号 農地法第5条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。まず吉崎委員お願いします。

吉崎委員 報告いたします。審議番号1番です。41番から44番になります。

譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇、畠7.42m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、北側に隣接する譲渡人名義の宅地2筆と一体で一般住宅を建築しようとするものです。

申請地及び一体的に利用する宅地の北側と東側は道路に、南側と西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 次に、東垂水勝秀委員お願いします。

東垂水

(勝) 委員 報告いたします。審議番号2番です。41番と、45番から47番になります。

譲受人は、福岡市の 株式会社〇〇〇〇、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畠896m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を譲り受けて、隣接する譲渡人名義の山林3筆及び譲受人名義の宅地2筆と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地及び一体的に利用する山林、宅地の北側は畠に、東側は山林に、南側は山林、道路、宅地に、西側は畠、宅地に接しています。

土砂流出、雨水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

私たちがみたなかでは、まわりが山で、雨天の場合は水が湧いてくるような状態でした。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号3番です。41^シと、48^シから50^シになります。譲受人は、川辺町○○の○○○○さん、譲渡人は、鹿児島市の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○○○番○、畠288m²で、○○○自治会に位置します。申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側は道路に、南側と西側は畠に接しています。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 次に、使用貸借権について下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号1番です。51^シから54^シになります。借人は、川辺町○○の○○○○さん、貸人は、川辺町○○の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○○○番○、畠367m²で、○○○自治会に位置します。申請人は現在、市内に実家住まいであり、実家が手狭であることから、申請地を母親から借り受け、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側と西側は畠に、東側は宅地に、南側は道路に接しています。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番及び3番につきましては、関係行政庁の許認可等は必要ありませんが、2番の太陽光発電施設につきましては、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

審議番号1番及び3番の立地基準につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号2番につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討したが適地が見つからなかつたとのことです。

続きまして、5条申請使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

立地基準につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

関係行政庁の許認可等については、必要ありません。
補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

本木下委員 審議番号2番ですが、太陽光の関係ですけど、市のガイドラインが定められていますが、市民生活課との事前協議を経て転用申請がされたと理解してよろしいですか。

農地係長 太陽光については、設置面積1,000m²以上、1,000m²なくても隣に住宅がある場合は、すべて市民生活課で事前協議するようになっています。

大隣委員 審議番号2番ですが、現地委員によりますと水が湧き出てくるとの状況ですが、今後の不安材料はないのでしょうか。

農地係長 47ページをお願いします。ここの太陽光につきましては、外側をすべて畦畔をつくって、中に水をためるタイプになっています。排水計画では右側に溜升をつくって、あふれる分だけを既設の側溝に流す計画になっています。流量計算については、業者が現地で検討し支障がないように計算しています。このような対策をとっていますが、もし他の方に被害が発生した場合は設置者が責任を持って対処するという誓約書を頂いています。

梅山委員 使用貸借の案件で、53ページの地籍図ですが、奥の○○○はお母さん名

義の土地ということで問題ないでしょうか。

農地係長 この土地はお母さん名義です。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第49号 農地法第5条申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第49号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の訂正をお願いします。別冊の11頁をお開きください。続きまして68頁をお開きください。…………以上です。

それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

3,4頁をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、兵庫県〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他1件です。

畑14筆 23,208m²で、理由につきましては、規模拡大です。取引価格につきましては、10aあたり424,000円から432,000円で、全て穎娃地域です。

続きまして、7頁から111頁の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他578件です。

設定面積は、田1筆 2,022m²、畑1,151筆 1,714,205m²の合計 1,152筆 1,716,227m²で、穎娃地域276件、知覧地域245件、川辺地域46件となっております。

続きまして、113 ページから 141 ページの「使用貸借権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 123 件です。

設定面積は、田3筆 721 m²、畠 307 畠 446,746 m²の合計 310 番 447,467 m²で、穎娃地域 83 件、知覧地域 35 件、川辺地域 6 件となっております。

以上、全ての案件について、その内容は市の基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 57 番から 68 番については〇〇委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 57 番から 68 番を除く案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 57 番から 68 番を除く案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 50 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権設定の番号57番から68番については申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第50号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。○○委員の入室を許可いたします。

(○○委員 入室)

議 長 ○○委員に報告いたします。議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第51号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。東垂水勝秀委員お願いします。

東垂水

(勝) 委員 報告いたします。審議番号1番です。56番から61番になります。

申請人は、千葉県○○の○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○○○番、田116m²及び知覧町○○○○番 他1筆 畑190m²で、○○○自治会に位置します。

字○○○○の田は、申請人の父が耕作していましたが、父の死亡後、平成11年に申請人が相続し、20年以上経過し、原野の状態で現在に至っています。

字○○○○の畑は、申請人の父が植林し、管理していましたが、父の死亡後、平成11年に申請人が相続し、その後、度重なる台風による倒木で、隣接地に被害が発生したため、伐採して、原野の状態で現在に至っています。

面積が狭小であり、所有者が県外居住であることや周囲の状況からして、

今後も耕作の見込みはなく、復元して農地として利用することは困難であると判断しました。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

市の非農地に係る取扱基準の非農地の基準第5条第2項（ウ）原野の規定に基づきまして、雑木、雑草の植生の状態及び周辺の状況を勘査した上で、今後も耕作の見込みはなく、農地に復元することは困難であると判断したところでございます。

説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第51号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第11 南九州市景観計画策定協議会委員の選出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 資料の63・64ページになります。

添付資料のとおり、都市計画課より南九州市景観計画策定協議会の委員推薦依頼がありました。この協議会は新たに設置されるようですが、先般、会長・会長職務代理・事務局で協議し、永山委員を推薦したいと考えておりますので、御承認をお願いいたします。

なお、永山委員からは、皆様からの御承認が得られれば引き受けて下さる

との了承を得ております。

よろしくお願ひいたします。

議長　　只今、事務局から説明のありました協議会委員は、永山委員を推薦したいとのことですが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

協議会委員は、永山委員を推薦するということでおろしいでしょうか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。

よって、日程 11 については、協議会委員は永山委員を推薦するということで都市計画課へ報告いたします。

議長　　次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長　(今後の日程について連絡する。)

議長　　只今の件について、御質問はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　他にございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長　　これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 2 年第 7 回南九州市農業委員

会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉会 午後2時38分